

## 建設経済常任委員会記録

開催年月日	令和元年 10 月 2 日（木曜日）
開催時間	午前 9 時 00 分～午前 10 時 47 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	杉崎委員長　細川副委員長 小泉委員　天利委員　柳田委員　太田委員 柳下委員　山蔦委員　山田委員　吉田委員　関口議長
欠席委員	なし
説明者	青木陳述者 村田補助者 畠山都市計画課長 金子技幹 野呂主査 山仲主任主事
案件	（付託陳情） 1. 陳情第 11 号　川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情
議会事務局	新藤議会事務局長　　亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 おはようございます。常任委員会3日目ということで、大変皆様お疲れかと思いますが、お集りいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託陳情1件になりますので、よろしく願いいたします。

なお、傍聴の申し出がありますので、それを許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、入室を許可いたします。

それでは、陳情第11号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井事務局次長】 それでは、陳情を読み上げさせていただきます。

陳情第11号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情。

令和元年9月10日。寒川町議会議長関口光男様。

高座郡寒川町宮山3565-4、寒川サッカー協会会長青木澄雄。

陳情要旨。

1、雨天後数日水たまりができるので、雨水の排水が行われるグラウンド表面の改良、排水溝等を整備するよう、町に働きかけて下さい。

2、トイレ、手洗い、男女別更衣室を競技者、応援者に配慮した設備にするよう町に働きかけて下さい。

3、競技場を取り囲む防球ネットが破損しており、隣接の野菜や公園内の花畑を荒らしているので更新するよう、町に働きかけて下さい。

陳情理由。

1、サッカー場は去年の土日に84日使用計画しておりましたがそのうち、晴天にもかかわらず12日もグラウンドが使用できない日があり、協会主催招待大会などにおいて延期のため、招待チームが参加できないなど計画運営に支障を来している。

又、小雨後のサッカー場では、関係者の排水により小学生も社会人も寒川リーグを開催しているが水たまりや、ぬかるみによりボールが動かずサッカー本来の楽しみを奪っている。

2、少年サッカーリーグなどでは低学年のプレーヤーや女性の応援者に配慮したトイレ構造、配置でないため我慢して健康を損ねることも発生している。

また、トイレは有料でのイベント広場の利用者にも開放されており有料に見合った設備にしてほしいとの要望の声が利用者からあった。

3、防球ネットの破損個所からボールが飛び出し、ボールを取りに入ったプレーヤーが育成中の野菜

や花々を傷つけ生育者から苦情をうけている。

4、サッカー競技はグラウンド状態がよければ猛暑でも、雨天でも行うためプレーヤーの休憩、ゲーム後の着替え、私物の管理に男女別更衣室の要望がプレーヤーから在るため。

以上です。

**【杉崎委員長】** 朗読が終わりました。本陳情につきましては、陳情者の青木澄雄氏から意見陳述の申し出があり、また村田勇一氏から補助者の申し出がありますので、これを許可します。

意見陳述者、補助者の移動のため暫時休憩いたします。

---

**【杉崎委員長】** それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

では、これから意見陳述者の方から、本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いいたします。5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了してください。趣旨説明終了後、委員から意見陳述者の方に対する質疑を行います。質疑が終了したら意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は冒頭自己紹介をしていただき、ご説明をお願いいたします。それでは、どうぞ。

**【青木陳述者】** 私は、寒川サッカー協会の会長をしております青木澄雄です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、意見陳述を申し上げます。

本日は、川とのふれあい公園サッカー場の陳情につきまして、意見陳述を申し上げます。川とのふれあい公園につきましては、平成2年に建設以来30年がたち、フィールド表面におうとつができ、水がたまりやすく、またトイレ等の設備の老朽化、破損が進んでおります。

このグラウンドは、サッカー場という名前ですが、サッカーだけでなく、高齢者のグラウンドゴルフ、それから町民におけるランニング、散歩と広く使われております。また、町民の健康づくりになっておりますこのグラウンドですが、町民の利用に当たりまして、おうとつがあったり、不安定な状態の場所があり、安全安心なグラウンドになっておりません。町民が利用するに当たり、安全安心なグラウンドにすべきだとサッカー協会が判断し、今回陳情に至ったわけでございます。

この陳情に当たりまして、広くサッカー関係者及び町民に署名を求めたところ、南は兵庫から埼玉県までの広く寒川出身のサッカー愛好者から署名をいただきました。その数2,420名でございます。町民の約5%あたりの人数になっております。

以上、私の意見陳述を終わらせていただきます。どうぞご討議をお願いいたします。

**【杉崎委員長】** 意見陳述が終わりました。意見陳述者に対し、委員の皆様から質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

太田委員。

**【太田委員】** 今回は陳情を提出していただいて、また2,000名を超える方々の署名もあわせていただいたということです。私も、このサッカー場は大変不備だということを感じて、平成27年に同じような内容で一般質問をしたところです。今さまざま陳述していただいて、陳情書にもさまざま書いていただ

いておりますけれども、例えば雨が降って水たまりが何日もはけない、それで試合ができないことが年間に何回かあって、12日グラウンドが使用できないと書いてありますけれども、そういった場合の代替とかというのは、どういう形で試合の継続というか、担保されているのでしょうか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 現在ゲームの進め方としまして、日程の後ろに1日だけ予備日を設けておきまして、招待試合ですと、ゲームの進め方にもよるんですが、リーグ戦の場合ですと、その手法が通じて1日ずらすことができるんですけど、トーナメントの試合ですと、1日ずれることによって当該チームの選手が集まらないというような場面を受けまして、うまく大会そのものが進められないこともございます。ご質問の内容によりますと、うまく予備日をつくるというような形で今進めております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 そのことによって、私も4年前に一般質問した中で、利用者数が本当に激減していて、大会そのものがなくなっているんじゃないかという懸念をしているんですけども、この何年間で大会とか、寒川のあるこのグラウンドでやっていた大会自体が開催しなくなって、ほかの市町村で開催するようなことになったものというのはありますか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 このグラウンドが建設された当時の15年ぐらいでございますが、神奈川県少年大会の中央大会というのが、全県から勝ち抜いたチームが32チーム集まってやる大会でございますが、それがございました。ですが、15年たった以降グラウンドの損傷が激しい、子どもたちがプレーするにはちょっと不向きだということで、大会そのものが寒川に来なくて、近隣の最近新設されました人工芝とか、競技場に移っております。現状はそのようで、寒川町自体の主催する大会につきましては、先ほど申しましたように、予備日をつくって、うまくやりくりするという手法で大会そのものをなくすということはありません。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。神奈川県下から30何チームも集まって中央大会が行われていた、その大会がなくなってしまったということは、本当に寒川町にとっても大きな損失かと思っております。

実はうちの息子もその大会とかに出ている、本当に多くの方が県下から訪れて、自然の環境の中でいいプレーを子どもたちがしていたというのを記憶しているので、一般質問したわけですが、大会自体がなくなっているということで、現状はわかりました。ありがとうございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 年間、昨年で84日ということですけど、1日当たり、大会のときにどれぐらいの利用者というのがいらっしゃるのかというのは把握されているのでしょうか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 大会の内容にもよるんですが、少年たちの場合ですと、1日約12試合、実際の利用者としましては、今8チームぐらいの規模で子どもたちが集まって、8人プラス15人ぐらい1チームいると思うので、120人ぐらいでございませうか、それが1日の中で12試合のゲームを行うというようなのが少年の実戦で、大人の場合ですと、15人の8チームぐらいが1日4試合を行うと、大人の場合、1試合しか1日やりませんので、そのぐらいの規模になるかなと思っております。それが少年が土曜日、一般が休みの日曜日に現在利用しております。サッカーの場合ですね。

【杉崎委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、少年でも120人ぐらいですね。大人が15チームぐらい、それにプラスということで、それなりの数の人が利用しているというところで、さらにサッカー以外でもいろんなことで使われているということで、利用者は多い、寒川町としても利用者を促進していかなければならないのかということは感じております。

以上です。意見です。

【杉崎委員長】 他にございませうか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけお聞かせいただきたいんですが、陳情に至った経緯なんですけど、30年経過している中で、6月24日撮影にある水が相当町営プールみたいになっちゃっているんですけども、一般的にはサッカーというのは、小雨でも決行されるというのが私の中であるんですけど、30年の中でこういう現象になったのはいつ頃ぐらいからなったのか、今回勇気を出していただいて陳情いただいているんですが、その場合、担当部署との意見の交換とか、そういった経緯というのは、わかる範囲で結構なので、教えていただければと思うんですが。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 時間的な経緯で申しますと、大きな水たまりになりましたのは、ここ10年ぐらいでございませう。その以前から建設当時から水はけが悪いグラウンドでございませう。現状、写真に映っている水たまりのところが建設当時から小さな水たまりになりまして、ちょっと使い勝手が悪い、グラウンド表面がよくないということは見えております。このプール状態になったのは10年でございまして、ここに至りましてサッカー協会ですらどうしても運営しなきゃいけないときは、水中ポンプを持ってきて、水を抜いたり、そういうことをしながら準備を進めております。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 10年ぐらい前から、こういう大きな水たまりができていて、その中で水中ポンプとか、いろんな苦勞をされて、サッカーの試合を継続しようというところであったんですが、町の対応として、どういう形で10年間このままずっと放っておいたのか、何か理由があつて手をつけていない、確かに見ていると周りは芝生みたいのがあつて、中にくぼんだ形で芝生が取れて、泥が浮き上がっている状態に見えたんですが、その状態でずっと10年間こられて、町の対応としてはサッカー協会さんに、こうしますとか、ああしますという提案はなかつたんでしょうか。それを教えてください。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 先ほどの質問で申し忘れたんですけど、町のスポーツ振興課にも現状はこんな水た

まりがあるんだというご相談は申し上げました。2年ぐらい前でございますが、大きなひどいところにつきまして、小規模な補修をしていただいたということはございます。現在はそこが水たまりになっている状態でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 ご指導いただいたということは、口頭でのご指導でしょうか。それとも支援的にグラウンドの整備というところ、いろんな条件があるので、なかなか整備ができないということもあるんでしょうけども、ご指導という部分では、どういうご指導をいただいたのか、差しさわりのない範囲で結構でございますが。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 ご指導というより、グラウンドの一部を補修してもらったんです。そういうことによって、ちょうど子どもたちのゴール前の部分だったので、多分そこについては非常にありがたく感じました。それが全面的に今は10年前から水たまりになっちゃって、どうしようもない状態でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点お伺いしたいのですが、陳情理由、要旨も同じく3番、防球ネットについてなんですが、こちらは建設当時からご存じということなので、もし知っていたらお伺いしたいのですが、防球ネットは今まで何度か交換されたことというのはありましたでしょうか、この30年間で。それとも昔からずっと同じものを張ったまま、どんどん壊れていっているというような状況なんですか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 防球ネットにつきましては、建設時にグラウンド周辺に張りめぐらしていただきまして、特に野菜畑と花畑にボールが行かないようにということで建設されまして、補修はなくて現在に至っております。最近、草刈り機が、ネットですので、下を刈ると、どうしてもネットの一部を刈ってしまうので、そういう面での破損と、ネットを張っているワイヤロープのさびによる切断で落ちているというような状況でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 想像していたよりも随分ひどい状況だということをお聞きいたしました。これは破損で、かなりの頻度で畑に球が飛んでいってしまったような状況なのかどうか、毎試合ごと行ってしまうような感じなのか、それともそこまででもないのか、そのあたり、感覚的な部分にもなるかと思いますが、もしわかったらお願いいたします。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 畑へのボールの進入なんでございますが、現在は寒川のサッカー協会として対応しているのは、北側に練習できる空き地があるんですが、そちらではボールをまず使った練習はやめましょうということで対応しております。そして少年の場合は、グラウンドのゲーム方向が畑方向にボールが動かなくて、川と水道局の方向にボールが動くので、比較的ボールは入りません。しかし、大人の人た

ちがやる方向につきましては、神川橋から畑の間の方向にボールを動かすので、1試合に1回か2回は必ず入ると思います。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 それでは、何点かお尋ねさせてください。1つには、こういうでこぼこのあるサッカー場の中で、出場者の選手がけがをしたとかということがあったのかどうかという点が1点、それと、昨年度の実績で教えていただきたいんですけども、サッカー協会主催の大会というのが何回あって、そのうち何回がこのサッカー場の不備、水たまりとかやって、大会が開かれなかったのがそのうち何回なのか、それともう一つ、田端スポーツ公園は、サッカー協会はどのぐらいご利用になっているのか、なっていないのか、その点について、それともう一つ、トイレの使用なんですけれども、有料ということなのですが、これは大変失礼で済みませんが、幾らぐらい有料で、それで皆さんがお使いにならない、それによって健康を損ねる、そういったことが苦情として入ってきたと思いますが、トイレ事情についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 忘れないうちにトイレのことだけ先に。トイレのことは一番今心配なことでもございまして、今有料というお話があったんですけど、有料は隣のグラウンドのイベント広場が有料な状態になっております。トイレそのものは、サッカー場のトイレを無料で使用しているというような状態でございます。ですから、そういう方々がずっとお金を取ってグラウンドを貸す割にはトイレが汚いとおっしゃる方と、それから最近の少年たちの家庭のトイレは非常にきれいになっておりますので、ああいうトイレを利用できないで1日グラウンドで我慢しているというようなことで、健康を損ねるような状態でございます。

それからサッカー大会の中止の件でございますが、サッカー協会を創立して50年という歴史を持っていますので、いろんな大会の運営ノウハウを持っております。先ほど運営の仕方では、予備日を使ってなるべく大会を成立させようと努力するわけでございますが、去年は幸いにも大会が成立しなかったということではございません。あと、グラウンドの状態によるけがとかということでございますが、あのグラウンドは当初から芝生が生えているんじゃないで、当初は砂地のグラウンドでございました。そして現在が芝生と砂地が入りまじったグラウンドになって、砂地のところがへこんで、でこぼこができています。そこにおいて盛り上がった芝生のところに引っかかって、転ぶことはあるんですが、大きなけがに至ったことは現在報告を受けておりません。

あと、そういう状態でございますので、少年の大会において、特に寒川の大会で重要な大会につきましては、大会が成立するように年度当初にスポーツ振興課さんをお願いして、田端スポーツ公園を利用できるような形で大会を進めております。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 サッカー協会として、いろいろな整備といっても、町がすぐに対応できない、でも、やらなきゃいけないということで、サッカー協会として、チームの方々がこの整備に具体的にどのよう

な整備を今なさっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 サッカー選手のグラウンド使用のマナーとして、1つは、当然グラウンドの中にごみを落とさないというような形でお願いしているし、グラウンド使用後はT型のバーの板によってグラウンドの表面をならしてもらおうという形で1日の終了をお願いしております。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 ということは、サッカー協会のみずからお金を使ったり人にお頼みして整備をしたということは、そこまではサッカー協会としてはなさっていないということの理解でよろしいですか。

【杉崎委員長】 青木陳述者。

【青木陳述者】 そうでございます。サッカー協会としてほかの業者さんにお金を出して依頼することではなくて、現在芝生につきましても、スポーツ振興課さんをお願いして年に何回か草刈りをやってもらったり、私たちが草刈り機を購入しまして、サッカーのフィールドについては修正ができないので、サッカーをプレーするところだけについては草を刈るようにして、プレーを続けられるようにしております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。  
暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この陳情の審査のこれからの進め方について、委員の皆さんにご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

太田委員。

【太田委員】 今、陳述者の方からさまざまお伺いしたので、担当課に入っていて、私も4年前一般質問の中では、どういうことができるのかというのを調査していくという答弁ももらっているので、その後どうなっているのかというのを改めてお伺いしたいというのもありますので、担当課を呼んでいただければと思います。

【杉崎委員長】 太田委員より、担当課を呼んでお聞きしたいことがあるということでございますが、わかる範囲で確認するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、担当課に入っていてから審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。



ただいま陳情第11号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関する現状等について担当課に確認したい旨のご意見がございましたので、執行部よりご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、川とのふれあい公園サッカー場の現状について、現地の確認等を行った中で状況をご報告させていただきたいと思っております。

先ほど来のお話の中で、実際砂地の部分と、あと芝といいますか、草が生えてきている状況でグラウンド面が覆われているような状況ではございます。現地高さの測量等も行ったんですが、水がたまる場所というのは当然のことながら低いような状況、それと周りの草がついている場所というのが、高さが若干高くなっているというような現状でございます。

そんな中で、あそこの場所につきましては、県有地、あるいは民地を借地した中で、川とのふれあい公園として今利用している状況下でございますので、河川管理者の区分としては厚木土木事務所になるんですが、そちらにお話を伺いに行かせていただきました。そもそも河川の中の堤外地ということになりますので、利用については河川法の許可というのが当然必要になってきます。そういった中で今回新たに排水についてどんな手法といいますか、一般的には排水溝を入れたり、浸透管を入れたり、そういった部分になってくるんですけども、その辺も含めて方向性というか、考え方を伺ってきたような状況でございます。結果でいきますと、まず土中に排水構造物を敷設することはだめですというような答えはまずいただきました。それと、土砂の切り盛りといいますか、そういったもので対応ということはいかなるものかということでお話を聞いたんですけども、河川の外からの土砂の持ち込みは原則禁止、河川の中からの持ち込み、これは砂利採取とかというそもそもの時代からの話もあるんだと思うんですが、そういったことで河川の中から外に持ち出すことも禁止という中で、そうすると現状維持管理という範疇の中で、先ほどありましたけども、維持管理の範疇の中での土砂を入れたりという程度が実際はできる限度なのかというところで今考えているところでございます。

それとあと、トイレと更衣室的なものなんですけれども、更衣室等につきましては、中に建屋を設置する、仮設ということになるんですけども、あくまでも河川の中で水が流れてくる場所というのが前提になりますので、容易に仮設のもので移動ができるものというのが、設置できる限度ということでございます。

それと、トイレなんですけども、ほかの堤外地河川、高水敷等にあるグラウンドと現地と、あとインターネット上でどういったものがあるのかというのを調べてみたんですけども、河川の中にあるトイレについては、一般的な仮設のトイレ、簡易型のトイレ、くみ取り式でという形のもので設置されているような状況でございます。ただ、場所によってはなんですけれども、その河川の中のグラウンドに隣接した形で、例えばちょっと大き目の公園があって、そこで水洗トイレがあったりとかというような位置的な中で、そういった利用がスムーズになるような場所というのは見受けられたところでございます。

あと、陳情でいただいております防球ネットなんですけれども、こちら先ほどのお話のとおり、支柱とネットを引っかけるところのワイヤー部分というのが欠落していたり、あとはネット自体が破れていたりというような箇所が見受けられる状況でございました。一義的にフックをまたかけ直すとか、そ

ういったのは現場を測量した中で対応させていただいているんですけれども、穴の補修であったりというところについては、今後何らかの形をとっていきたいと思っているところです。

現状につきましては、以上でございます。

**【杉崎委員長】**　　ただいま執行部から説明がありましたが、質疑等がございましたらお受けいたします。

天利委員。

**【天利委員】**　　いろんな河川法があってということは理解はしたんですが、例えば対岸の平塚にあるサッカー場とか、河川敷がいろいろと活用されているところがあると思うんですけども、今バーベキューとか、いろいろと河川敷を使ったそういう事業もやっているんですけど、そこと今回の寒川町の、中に土を入れちゃいけないとか、構造物はいけないとか、そういったところの近隣市の取り組みとどう違いがあるのかと今疑問があったのと、もう一つは、陳情の要旨の3番で、防球ネットがあると思うんですが、たしか防球ネットは多分1メートルぐらいの高さだと思うんですけども、防球ネットの高さ制限があるのかどうか、もしあそこに、サッカーで1メートルですので、大人がやったら多分蹴っ飛ばしたらサッカーボールだって飛んでいくと思いますので、1メートルぐらいの防球ネットでは畑にボールが飛んでいっちゃうので、これが見たところあまり意味がない、途中で穴があいたら何が何だろが意味がないという感想があったものですから、例えばゴール後ろ側に、多分宮山方面に畑が広がっていたと思うんですが、多分あそこで怒られるということは相当のボールが畑に入っているのではないかという思いがあるんですけども、小学生がやっているのは全然方向性が違うので、だからそこに大きな防球ネットが、高さが1メートルぐらいですから、5メートルぐらいの防球ネットをつけられないかどうか、その2点をお伺いしたいんですが。

**【杉崎委員長】**　　畠山都市計画課長。

**【畠山都市計画課長】**　　2点ご質問いただきました。まず、1点目の近隣市との違いということなんですが、同じ河川法の中ということが原則ベースにはあると思います。ただ、平塚市さんの馬入のふれあい公園、銀河大橋の下流のところになるろうかと思うんですが、あそこも現地を見せていただいた中で、天然の芝を張ってあるというような状況下です。河川の区分として、神川橋上流については県が管理しておりまして、神川橋から下流については国が管理している、同じ相模川でも河川管理者が県と国というような違いは出てきている状況です。ただ、そんな中でも、今河川の利用というのを国としても進めている、より利活用できればということもありますので、そういった考え方の中で整備の度合いといいますか、そういったものが昔つくった時点と今新しく作り込んでいくところで、利用の範疇で考え方が違ってきている部分はあるのかと思います。ただ、整備の内容であったり、グラウンドの構成までは確認していませんので、何とも言えないんですが、基本的には同じ河川法の中でできる範疇と思っております。

それと、防球ネットなんですけど、こちらが実際1メートル程度というものなんですけれども、高さについて、そういった構造物がどこまで許されるのかというのは、確認は今できておりませんので、その辺を調べさせていただければと考えます。

以上です。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 国と県の管理が違うというところもあるんでしょうけども、でも、サッカー場の平塚寄りでは県がやっているの、その中で大神スポーツ広場とか、いろんな部分で河川敷を活用したスポーツ施設がいろいろとあると思うんです。そこも多分30年も使っていると、寒川町のスポーツサッカー場みたいな、ああいう形で出てくるかと思うんですが、そういったところの整備も含めて、県なり国なりに1回問い合わせさせていただいて、1回目の問い合わせがそういう回答でだめと言われたんですけども、そういったところの近隣の方々の状況を確認して、よりいい方向に、可能であれば芝生を入れるとか、1年間通じてサッカー場として使えるような場所となるような、町民の憩いの場所となるような、そういった方向性をぜひ考えていただければという要望でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 国と県の管理が違うという話なんですけど、先ほど言われた馬入の平塚のふれあい公園を、私も2、3回見せていただきましたけども、あそこも排水下の暗渠排水みたいなことも行われていないという理解でよろしいんですか。そこまで確認はできないんですか。していませんか。

畠山課長。

【畠山都市計画課長】 馬入のところのグラウンドなんですけど、そこに排水構造物が入っているかどうかというのは、確認はとれておりません。例えば先ほどの20年、30年たった中でということなんですけど、その辺を使えるような状態に保っていくというのは、先ほどもお話しさせていただきましたが、あくまでも維持管理の範疇の中で継続されてきているのかと思うところです。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 何点か伺いたいと思うんですけども、今、天利委員からもありましたので、何点か絞っていききたいと思うんですけども、この問題は、先ほど陳述者からもありましたとおり、できて以来、小さな水たまりから大きな水たまりになってきたのが10数年ぐらい前ということで、私も、10年以上前から子どものサッカーでたびたび行っていましたので、現状はよくわかるし、子どもたちからはボールが消えるグラウンドと言われているぐらい、試合がしづらいような状況でした、10年前からも。そんないろんな方々たち、親御さんたちも含めて、いろんなご要望をいただくようになって4年前に一般質問したわけですが、そのときに部長からの、町長もそうですけれども、どういうふうに改善ができるのか調査していくというようなお答えがありましたけれども、先ほど厚木土木に聞いたら、こうだった、ああだったというお話は伺いましたけれども、それは今回聞いたのか、それともしっかりとこの4年間真摯に向き合っていたら、検討というか、調査していただいたのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 先ほど説明させていただきました土木のそういった考え方については、もともと河川区域内なので、ある程度オーソライズされている、ここはいい、ここはだめだというのはあることはあるんですけど、先ほど説明させていただいた内容については、その再確認ということで、今回

改めて厚木土木に伺った次第です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。質問するのもどうかと思ってくるので、次の質問にかえたいと思いますけれども、トイレとか芝刈りとか、そういうのは改善していただきながら、何年か前にもトイレも新しくしていただきましたけれども、例えば河川法によって構造物はできないので、移動しなきゃいけないということを考えると、トレーラーとか、そういうことでの対処というのも、できたのではないかと考えているんです。以前からも更衣室は結構要望があったりしていたので、そういったことの検討というのも、私は1回しか一般質問していませんけれども、多分協会の方たちからは、何度となく今回に至るまでの間にいろんな要望が来ていたと思うんですけれども、できない方法じゃなくて、どうすればできるかということの考えというのはなかったんでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 過去の要望の中でこういった形がとれるかというご質問でございますが、私が調べた中でなんですけれども、トイレとは違う排水のお話になるんですが、平成23年に厚木の土木の河川管理者に、排水施設、そういったものの設置等ができないのかというような資料と、それと協議を行った記録というのは確認できたところでございます。トイレ等については平成27年に、簡易ですが、入れ替えているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。移動ができるようなトレーラーとかは検討しているのかという質問もしましたけれども、ご回答がなかったんですけれども、あそこのふれあいサッカー場というのは、きちっと整備はされていないにしても、多くの方が、ここはいいよね、この寒川のサッカー場はいいよねというお声をたくさん私も聞いてきました。それは、自然の中で子どもたちが、大人も含めてですけども、やっていく、そして駐車場も、駐車場として整備はされていないけれども、多くの車がとめられる、そういった中で、ある程度子どもたち、大人、社会人まで、寒川町の中にはクラブチームもありますので、こういった方たちが完璧に満足いくものでなくてもいいので、最低限しっかり整えていくということは、大事なんじゃないかと思えます。

今サッカーも大変人気ですし、本当に多くの有能な選手も寒川から出ていますので、そういったところで大きな大会がなくなってしまうというのは、本当に寂しいと、お話を聞いて感じましたので、いろんな状況があるとは思いますが、真摯に耳を傾けていただいて、どういうことができるのか、検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 先ほどの移動のトレーラーというところなんですけど、今私どもで確認した範疇の中では、そういった記録といいますか、というのは確認はできていない状況です。

それと、サッカー場自体は利用者も多いという中で、最低限の維持管理、整備というところなんですけど、現状の河川管理者のそういった遵守事項というのもありますので、そういったのを含めた中で、課題として捉えていきたいとは考えております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山蔦委員。

【山蔦委員】 隣の野球場は水がたまってなくて、ほんのちょっと離れたところで水がたまるという原因が何なのかお聞きしたいことと、それから河川敷につくってあるので、排水は抜群だと思うんです、本来。例えば旭中でもあった、旭中はたしかトレンチを掘って排水までやったと思うんですけど、あそこは下は砂利ですから、例えば浅く表土を30センチ、20センチ部分的にでも取り替えて、埋め戻したら、そこから地面にざっと排水がきれいにできるんじゃないかと思うんですけど、単純過ぎるのかもしれないけど、そういうことは法律上禁止されているんですか。それともやろうと思えばできるんですか。あまりお金がかからんように思うんですけど、回答をその点だけお願いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 野球場との違いということなんですが、現地を測量した中でいくと、高低差というのは実際あります。高低差の中で自然勾配で流れていくのが流れやすい場所、流れにくい場所というのは出てきていると思います。あと、サッカー場については、先ほどの話にありました砂でできているグラウンド面、そこがやはり低いというような状況があるので、フラットには見えますけれども、あの中でも高低差が生じている、低いところに水がたまっているというようなところでございます。

それと、表土を20センチ、30センチ入れ替えてというところなんですけれども、土木にもその辺を確認はしたんですけども、ある程度グラウンド面での規模が大きくなりますので、そういった形になると基本的には厳しいと、改めての協議というのは当然必要になってきますというようなお話をいただいているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 山蔦委員。

【山蔦委員】 協議をやれる余地があるということであれば、ぜひ協議してもらいたいことと、程度問題だと思うんです。5センチならいい、10センチならだめ、30センチはだめと、もちろん排水をつけるのはだめだと思いますけど、何しろ下が砂利で河川敷なんですから、極端に1メートル置きに15センチぐらいの穴をボーリングして、土をそこだけ入れ替えてもいけるんじゃないかと思うんですけど、それについて1つだけ最後をお願いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 確かにボーリングしてというお話の手法、やり方としてはあろうかと思えます。ただ、それをやるについても、管理者の許可が必要というところがありますので、現時点ではそこまでのご回答、私からお話しできるのはそこまでという状況でございます。

【杉崎委員長】 山蔦委員。

【山蔦委員】 やるんですか、やらないんですか。ここまで打ち合わせを厚木土木とやる予定があるんですか。それともこのまま一遍言われたから、これしかできませんという答えなんですか。どちらですか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今後の動きといたしますか、対応というか、そういった部分なんですけれども、

先ほどの繰り返しになってしまいますが、河川法の関係もございまして、それと実際にそれができ、できないというも含めて、課題と受けとめさせていただければと考えております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 神川橋から上流は県の管理ということがありますが、あと、厚木とか、上流にもあちこちで河川を使ったいろんな施設があると思うんですけど、そういうところをもうちょっと調べているなということと、それと河川法に関して、田端運動公園にカヌーを練習するための施設があると思うんですけど、そこにフェンスがあつて、それなんかは大雨が降ったりすると、撤去するというをやっていると思うんですけど、河川法というものは、要は構造物があると、いろんなものが流れてきたものが引っかかるからだめだということで、いろんな制約があるとは思いますが、グラウンドに関しては、実際のところ、構造物がないところだったら物が引っかからないというところでは対応できるんじゃないかと思いますが、その調整を厚木の土木事務所とやってもらいたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 1点目なんですが、神川橋より上流のグラウンドというところなんですが、海老名と、あと厚木の状況というのは、施設のなものであるところで確認はさせていただいています。そうすると海老名は、中野の多目的広場サッカー場というのがあるんですが、そこについては、トイレについては簡易トイレが設置されているというような状況です。それと、厚木では朝日町のスポーツ公園とか、厚木市の金田第二青少年広場というのがあるんですけども、それについてもトイレについては仮設のトイレが設置されているという状況です。こちらについては、現状グラウンドの構造がどんな形になっているのかというのは調べ切れていませんので、そこまでのお話とさせていただきます。

それと、河川でいろんな利用の形態がある状況ですが、そもそもあその河川の中のグラウンドに物を設置したりという考え方なんですけれども、例えば排水管とか、そういったものの設置がだめだとか、あと排水溝がだめだという、そういったもの大もとが、要は水が流れてきたときに、その部分だけかたいものが入っていたりすると、やわらかいものとの差が生まれますので、そうすると水が流れたときに偏った洗堀がされてしまう、そうすると河川管理者としては、偏った形で洗堀されてしまうことは河川としては極力避けたいというような考えがベースにあるとのことでございまして、例えば物がなければという状況ではあるんですが、ただ、その表面の水が流れたときの粗度係数というか、摩擦の違い、そういったものはそもそも河川法の中では極力避けたいというような考えがあるとのことでした。

以上です。

【杉崎委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の答弁で、河川法という技術的なところでそういう問題があるということもあると思うんですけど、そういうところは抜きにしても、実際ちゃんと管理しているところもあると思うので、その状況をよく調べてもらって、寒川とほかの自治体、町との差がどこにあるかというのをもうちょっと調べてもらって、土木事務所と協議をやってもらいたいと思います。これは意見で。

【杉崎委員長】 さまざま委員の皆さんから出ていますけども、近隣の海老名、厚木、平塚などのグ

ランドの構造も含めて、担当課としては調べられるということによろしいですね。問い合わせていただいて、調査していただくということで。

他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 維持管理の中では土砂を入れることができる、しかしながら、外から入れたり、また中のものを外へ出すことはまかりならん、であるならば、維持管理のそれ以外の法に触れないやり方というものがあるのかなのか、ここが知恵の絞りどころだと思いますが、今現在担当課としては、こういう方法だったら維持管理ができるのではないかというお考えをお持ちでしょうか。ありましたら教えていただきたいのですが。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 できる、できないとはともかくとしてなんですけれども、あくまでも維持管理の範疇ということでありますので、やれる範囲としては、恐らくグラウンドとその付近のところの土砂、高低差を解消する土の敷きならしであったりとか、そういったものは、あくまで維持管理の程度の中でのことですけど、可能性としてはあるのかというところです。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 考えられる方法としては、敷きならしをして、その結果、ただ単にでこぼこが解消されても、土地が土地ですので、排水とか、いろいろなことを考えると、それが功を奏するかどうか、そこまでの判断というものはいかがでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 例えば敷きならしをするのにどこの土をどれだけ寄せてとか、そういったものについては、まだ調査はできておりません。なので、その辺も含めた中で今後の課題かとは思っています。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

細川副委員長。

【細川副委員長】 既に切実な質問がいろいろ出ていますけども、私も、あるスポーツ協会には入っている一員で、そこで年2回ほどあそこを利用しています。その現状を見る限り、この陳情の内容のとおりでと理解しているんです。それで、またそういう状況にも境遇しています。雨の日にスポーツできる環境ではないというところです。

ここで私が言いたいのは2つ、1つは、河川敷の制約があることはわかりますけども、しかし、あまりにもひど過ぎるということで、グラウンドの状況と、それからトイレ、私もトイレを何回か利用しようとして利用できなかったという状況があります。サッカーなどは特に泥だらけになって、雨の日にそういった状況ですから、なお汚れがひどいんですけども、ある女性の方、男性の方はいみませんでした。トイレに入るのに、とうとう入りづらくて入れなかった、そういう声も聞いています。実際見えています、私も、そこを。そういう状況のところですよ。スポーツするにはトイレは、環境その他整備されたトイレ

があって、十分スポーツが良好にできるという環境をつくっていかねばならないと私はいつも思っています。そういった中で、水はけの問題、そこは何とかしていただきたいと、クリアできないものなのかということで、県との交渉、あるいは厚木土木事務所との交渉、そういったところともっと十分な議論をしていただきたい、これは要望になりますけども、そういった踏まえて質問等をします。一応そういう状況、トイレの状況、あるいはその辺も。

【杉崎委員長】 前の委員の質問とかぶるところがあるとは思いますが、課長より一言お願いしたいと思います。

畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 トイレで、汚れているときもあってというお話でございますが、現状、清掃等につきましては、毎月の土曜、日曜、祝日、それと毎週1回金曜日にくみ取りを行ったときに清掃を実施しているというような状況でございます。トイレをきれいにという形になると、仮設で移動できるものでトイレ自体のグレードアップということしかないと思うところであります。なので、その辺は実際に可能かどうかというのを含めて、こちらも課題として受けとめたいと思います。

それと水はけについてなんですけれども、測量を一応して、データもある状況下でございます。先ほど来のご質問でも、一層の調査という話も伺っていますので、その辺も含めて課題といえますか、検証といえますか、取り組みたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 細川副委員長。

【細川副委員長】 先ほど会長が言っておりました。神奈川県では大会がありました。私もそれを見ているんですけど、あの頃は非常に活気があって、サッカーが盛んに行われていた、太田委員からも言われましたけど、そういう中で、私もいろんな意見を聞いて、実は私の息子もサッカーをやっておりました。そういう関係もありまして、町のサッカーが少年サッカークラブも果敢に動いていましたから、そういう時代ですけども、この寒川は来やすいということは聞いております。環境がいいということでしょう。神奈川県は中央ですから、どこからも気安く来るということ、そういった条件にあるということで、寒川でやらないのは残念だと、私もそのままずっとそういうふうには考えていたんですけど、今そういう状況にはない、衰退しているような状況なので、ここをもう一度復活させるような方向というのは、これからサッカーに限らず、スポーツの振興ということでは手がけてほしいという要望、意見でございますけども、その点について一言お願いします。

【杉崎委員長】 大会に関して、都市計からは答える範疇ではないので、要望ということでよろしいですか。

それでは、以上で質疑を終結したいと思います。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、9月第2回会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終了いたしました。この後の進め方につきまして、改めて委員の皆さんにお伺いしたいと思います。いかがいたしま



しょうか。休憩して、各会派でもお話をさせていただくという形にとりあえずしたいと思いますけども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、暫時休憩いたします。10時40分再開します。

---

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本陳情に関しまして、何か皆さんからご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

山田委員。

【山田委員】 今回の陳情でいろんなご意見が皆さんからも出ましたけど、グラウンドの運営管理もそうですけど、スポーツ振興という観点からも、あそこを整備してもらうというのが本当に重要かと思うんですけど、執行部も、できてからずっといろんな要望を聞いているとは思いますが。なかなかそれが進展しない、こちらとしても調査とかしていくのがいいと思っています。協議もどんどん進めてもらう、その点に関して、今回継続ということで、もうちょっとお互いに話をしていきたいのがありますので、継続ということでいいんじゃないかと思えます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 うちの会派としても、継続としたらどうかと思っております。その理由の1つとしては、先ほど執行部からもさまざま説明をいただいて、調査をしていくというお話もありました。また、委員会としても、どうして近隣、小田原、平塚、海老名、厚木等が、いろいろな改善がきちっとした河川敷のグラウンドができて、寒川ができないのか、また千葉県では、河川敷にしっかり水洗のトイレを仮設ながらつくったという事例もあるので、そういうところの委員会としての研究もしっかりしていくという意味で、継続としたほうがいいのではないかと思っています。あとは、現地を、時間が許すのであれば、みんなの認識として、個々に行かれている方もいると思うんですけども、委員会としての認識として、1度みんなでどうなっているのかという、この陳情に関して、現状を見に行くのもいいのかと考えているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 私どもの会派としても、今回のこれは継続にしたほうがいいのかと思っております。今、先にお二人ほどからもご意見をいただきましたが、執行部側としても、もう少し近隣の状況等を調べていただきたいという部分はありますし、特に排水をどうしているのかとか、そういった部分です。及び私ども委員としても、1度全員でさまざまなところをしっかりと調査した上で、寒川においては何ができるのか、そういうところまでしっかりと調べてから判断したほうがいいのかと思っておりますので、継続を求めたいと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山蔦委員。

【山蔦委員】 私たちも継続がいいと思います。官民、いわゆる利用者、町、そういうところがどこまでできるのか、メンテ上。それがはっきりまだしていないようですし、法律上の問題もまだ本当に交渉の余地があるかないかはっきりしていないところがあるので、それらの調査を早目にやってもらって、今は継続という意見です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 既にいろいろな委員からの意見に私も賛成いたします。具体的に調査した結果をもって、今後どうしたらいいかを判断したいと思いますので、継続ということにさせていただければと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 うちの会派も、皆さん同様継続にしたいと考えております。利用者が快く使っていただくような最善の広場、川とのふれあい公園サッカーのところをつくっていかなきゃいけないというところで、近隣市との比較とか、寒川ではこういうことができる、もっといいこういったサッカー場にできるんじゃないかというところをもう一度考えていかなきゃいけないというところでは、継続にしたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 では、委員の皆さんから継続審査ということで、ご意見がございましたので、継続審査にしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。今ご意見がございました。当然執行部にも、近隣も含めての調査研究していただくということと、それから河川法について、まだどんな余地があるのかも含めて、執行部には調査研究をしていただきたいという申し出をさせていただきながら、我々委員会としても、近隣の県も、先ほど千葉のお話もありましたけども、神奈川県内、またそういった事例も研究しながら、どこまでできるのかを調査したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

先ほど現地を委員全員で見たらどうかというようなご提案がございました。個々で見にいっていただける委員の皆さんもいるかと思いますが、委員会として現地を視察したいと思いますので、よろしいですか、委員会で現地視察はよろしいですね。

早速ですが、きょう、この後協議会もありますけども、協議会が終わり次第、皆さん一般質問の準備等々いろいろあるかと思いますが、きょう、この後委員会が終わって協議会がありますけど、協議会終了後、現地を見たいと思います。車も大丈夫だということです。ですので、現地を視察するということをお願いしたいと思います。

それでは、本陳情につきましては、継続審査とさせていただきます。陳述者の皆様、大変お疲れさま

ございました。

それでは、ただいまをもちまして、建設経済常任委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午前10時47分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

委員長 杉崎 隆之